

(5) 独立

小型漁船漁業での独立に必要な支援制度を紹介します。

(1) 漁船や漁業機器取得支援

① 沿岸漁業改善資金

- ・新規就業者の経営開始や経営改善に必要な漁船や漁業機器の取得費用などを無利子で県が直接貸与します（償還期間は概ね7年間、年1回元金均等償還）。
- ・要連帯保証人（原則千葉県内在住で、300万円未満1人、300万円以上2人）
- ・利用に当たっては県、所属漁協、信漁連に御相談ください。

② 漁業近代化資金

- ・漁業経営の近代化を図るため、省エネ型機関などの取得費用などを低利子で信漁連が融資します。
- ・連帯保証人不要（ただし、一定額以上は全国漁業信用基金協会の債務保証が必要）
- ・利用に当たっては県、所属漁協、信漁連に御相談ください。

③ 漁船独立支援事業（漁業再開支援事業）・新規漁業者等漁船リース導入支援事業

- ・新規就業者等（漁業経営体で1年以上雇用就業したことがある者等で独立・自営を目指す者）及び事業継承者（漁業経営体の漁業経営の継承を受ける者）を対象に、就業に必要な漁船・漁具のリース方式による導入を支援します。
- ・希望される場合は、県、所属漁協に御相談ください。

④ 新規漁業者対策事業（船橋市事業）

- ・船橋市漁協で新規にみなし組合員となった者の漁船・漁具等の取得を補助します（補助率1／2以内又は100万円以下のいずれか低い金額）。
- ・詳細は船橋市農水産課までお問い合わせください（電話047-436-2490）

⑤ 漁業資格取得経費補助事業

- ・勝浦市に住所を有し、市内で漁業を経営する漁家である漁業者の3親等以内の親族にある者を対象に、小型船舶免許又は海上特殊無線技士の資格取得に要する経費を補助します（補助率1／2以内）。
- ・詳細は勝浦市農林水産課までお問い合わせください（電話0470-73-6636）

⑥ 借家住居補助事業

- ・勝浦市に住所を有し、新たに組合員資格を取得し、漁業経営をしようとする者を対象に、借用する住居の家賃を補助します（補助率1／2以内）。
- ・詳細は勝浦市農林水産課までお問い合わせください（電話0470-73-6636）

(2) 経営資金支援

① 農林漁業セーフティネット資金

- ・農林漁業者が不慮の災害や社会的・経済的な環境の変化などで売上が減少し、資金繰りに支障を来した場合には長期運転資金（原則最大600万円、償還期間15年以内）を低利子で日本政策金融公庫が融資します。
- ・利用に当たっては、信漁連に御相談ください。

(3) 経営安定化支援

① 漁業共済制度

- ・不漁、魚価安、自然災害等による損失を補てんする制度です。
- ・独立自営した新規就業者については、漁獲実績の無い1年目には加入できません。また、漁獲実績が5年になるまでは補償限度額が一定率控除されます。
- ・加入には所属漁協に御相談してください。制度については千葉県漁業共済組合又は千葉県団体指導課にお問い合わせください。

(4) 操業時の事故等の支援

① 漁船保険

- ・漁船が関連する対物・対人の事故による賠償リスクや、復旧費用などの損害を補償するための損害保険です。主に、沈没、座礁などの事故による損害に対する普通損害保険、衝突した際の第3者への賠償責任や乗組員の事故に対する漁船舶主責任保険、船主（漁船の乗組員）の死亡・行方不明・後遺障害に対する漁船乗組船主保険などがあります。義務加入トン数のある普通損害保険については、国から保険料が補助され、自己負担が軽減されています。

(5) その他共済制度

① ノリコー（乗組員厚生共済）

- ・不慮の事故による万一の場合と後遺障害を保障し、さらに特約を付加することで、入院・手術、通院や、病気による万一の場合も保障する1年以内の短期の共済。利用目的によって漁業従事者や乗組員を対象にした傷害共済契約、船員保険や労災保険の上積み保障として従業員を対象とした漁業労働災害共済契約などがあります。